

新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援【緊急枠】 A：売上確保支援（補助金）第1期と第2期の変更点

A：補助対象期間のみ変更

B：変更なし

	A：売上確保支援（補助金）第1期	A：売上確保支援（補助金）第2期	B：国の一時支援金への上乗せ（給付金）
受付期間	(1) オンライン申請 令和3年3月26日（金）～4月30日（金） (2) 郵送申請（消印有効） 令和3年4月5日（月）～4月23日（金）	(1) オンライン申請 令和3年5月1日（土）～5月31日（月） (2) 郵送申請（消印有効） 令和3年5月1日（土）～5月24日（月）	令和3年4月5日（月）から9月下旬まで （※）国の一時支援金の給付状況により、変動する可能性があります。
対象者	飲食店、飲食関連事業を中心として、緊急事態宣言等の再発令により影響を受けた 県内中小企業等のみなさま （売上2019年または2020年同月比30%以上減を対象）		一時支援金（国）を受給した県内中小企業等のみなさま
対象事業	売上確保のために実施する販路開拓等の取組に必要な経費		—
補助対象期間	令和3年1月1日（金）～ 10月31日（日）までの取組が対象	令和3年4月1日（木）～ 10月31日（日）までの取組が対象	—
補助限度額	50万円（下限20万円）		10万円（20万円（※）） （※）家賃（月額）30万円以上支払っていることが確認（国の家賃支援給付金で確認）できる事業者については20万円給付
補助率	9/10以内		定額

変更点

注1）A：第1期またはBに申請された方は、A：第2期への申請はできません。

注2）Aについてオンライン申請の場合、IDとPWの登録が4月に完了してしまっても、事業計画等の申請完了が5月1日以降ですと、第2期としての申請になります。

注3）コールセンターの番号、申請方法に変更はございません。